

3月1日(水)から

市ホームページがリニューアルオープン!

ポイント1 ホームページの仕様が変更されます

これまでとはガラッと違うデザインに、『やわらかく、見やすい』を意識したホームページに進化します!詳しくは、3月1日以降に市ホームページへアクセスしてください。

ポイント2 「魅力発信サイト」の開設

守口市のシティプロモーションに関する内容をまとめています。広報もりぐち、市PR動画やもり吉の部屋などもこちらから確認できます。

ポイント3 市公式LINEの仕様が変更されます

ホームページのリニューアルに伴い、LINEのメニュー画面が変わります。また、LINEに「ごみ検索機能」が付きま



詳しくは、広報もりぐち3月号でお知らせします!

守口大根の収穫体験

問地域振興課

TEL 06-6992-1516

守口大根は、長さ1メートル以上(長いものでは2メートル近く)の世界一長い大根です。守口市では、大阪府からの要請を受け、平成17年に守口市と守口都市農業研究会が協力し、本市の伝統野菜である守口大根の復活を目指し取り組んだ結果、栽培に成功し、平成19年に大阪府の「なにわの伝統野菜」に認証されました。

本市では、守口大根の伝統継承や食育の一環として、地元の小学校の子どもたちに種まきから収穫までを体験してもらっています。

令和4年度も守口都市農業研究会の協力のもと、守口市立庭窪小学校3年生の子どもたちが、令和4年9月に種まきした守口大根を令和4年12月15日に収穫しました。

収穫には守口市長も参加し、体験した子どもたちは、すごく楽しそうに、土だらけになりながら、途中で折れないように注意深く一生懸命、守口大根の先をめぐけて土をかき分け、収穫した守口大根を見て、「すごく長〜い! 細い!」とびっくりしていました。



高額療養費および高額介護合算療養費支給申請書の送付

▽高額療養費(外来年間合算)について・・・問保険課 TEL 06-6992-1545
 ▼高齢介護合算療養費について・・・問大阪府後期高齢者医療広域連合・給付課 TEL 06-4790-2031
 または問保険課 TEL 06-6992-1545

高額療養費(外来年間合算)

高額療養費(外来年間合算)は、70歳以上の人で、年間を通して高額な外来診療を受けている人の負担が増えないようにするため設けられた制度です。

令和4年7月31日時点で高額療養費の自己負担限度額の区分が一般または低所得者であり、合算対象期間の外来診療の自己負担額の合算額から高額療養費として支給された分を差し引いた額が144,000円を超えた場合、超えた分を支給します。

【合算対象期間】

令和3年8月1日～令和4年7月31日(1年間)

【申請方法】

<国民健康保険の加入者>

支給対象者には、2月中に支給申請書を送付しますので、保険課に提出してください。

<後期高齢者医療制度の加入者>

高額療養費の口座登録をしたことがない人には11月に申請書を送付しています。大阪府後期高齢者医療広域連合に返送するか保険課に提出してください。

口座を登録したことがある人には支給決定通知書を送付し、登録した口座に自動的に振り込むので申請は不要です。

注 令和3年8月1日～令和4年7月31日の間に国民健康保険または後期高齢者医療制度に加入した人や転入した人は、申請書の送付がなくても申請できる場合があります。詳しくは問い合わせください。

高額介護合算療養費

高額介護合算療養費は、合算対象期間の医療保険と介護保険の自己負担額を合算し、世帯ごとで所得の程度に応じた自己負担限度額を超えた場合に、その超えた額を支給する制度です。

医療保険や介護保険では、支払った自己負担額につ

いて、高額療養費や高額介護サービス費により、月単位で上限額を設けていますが、この両方を負担する世帯の負担軽減を図るため、高額介護合算療養費制度を設けています。

高額介護合算療養費における世帯の自己負担限度額は下表のとおりです。

【支給対象】

世帯における自己負担額の合算額から、下表の自己負担限度額を差し引いたとき、500円を超えた場合に支給対象となります。ただし、医療保険と介護保険のどちらかの自己負担額が0円である場合は支給対象になりません。

【合算対象期間】

令和3年8月1日～令和4年7月31日(1年間)

【合算対象自己負担額】

保険医療機関などで支払った自己負担額の合計額が対象です。ただし、高額療養費の支給を受けることができる場合は、高額療養費の額を差し引きます。また、国民健康保険の加入者で70歳未満の人が受けた療養にあつては、21,000円以上の自己負担額のものに限り、合算対象となります。

【申請方法】

<国民健康保険の加入者>

支給対象者には、2月中に支給申請書を送付しますので、保険課に提出してください。

<後期高齢者医療制度の加入者>

支給対象者には、3月上旬に支給申請書を送付しますので、大阪府後期高齢者医療広域連合に返送するか保険課に提出してください。

注 令和3年8月1日～令和4年7月31日の間に国民健康保険または後期高齢者医療制度に加入した人や転入した人は、申請書の送付がなくても申請できる場合があります。詳しくは問い合わせください。

	所得区分		所得区分	
	所得(※1)	国民健康保険+介護保険(70歳未満の世帯)	国民健康保険+介護保険(70歳~74歳の世帯)	後期高齢者医療制度+介護保険
課税世帯 市・府・民・税	901万円超	212万円	現役並み所得Ⅲ(※2) (課税所得690万円以上)	212万円
	600万円超、901万円以下	141万円	現役並み所得Ⅱ(※2) (課税所得380万円以上)	141万円
	210万円超、600万円以下	67万円	現役並み所得Ⅰ(※2) (課税所得145万円以上)	67万円
	210万円以下	60万円	一般所得	56万円
	市・府・民・税非課税世帯	34万円	低所得 (市・府・民・税非課税世帯)	Ⅱ 31万円 Ⅰ(※3) 19万円(※4)

(※1) 所得とは「基礎控除後の総所得金額等」のことです。

(※2) 世帯における70歳以上75歳未満の国民健康保険加入者または後期高齢者医療制度加入者の中で、市・府・民・税課税所得額が基準額以上の人がいる世帯。

(※3) 同一世帯の全員の所得額が0円(ただし、公的年金等控除額は80万円として計算。令和3年8月からは、給与所得から10万円控除して計算)となる被保険者、または市・府・民・税非課税世帯に属する老齢福祉年金を受給している被保険者。

(※4) 介護サービス利用者が世帯内に複数いる場合は、31万円となります。